

デジタル・ガバメント及び マイナンバー制度について



平成31年3月4日
内閣審議官 向井 治紀

デジタル・ガバメント 資料目次

1. 政府の推進体制

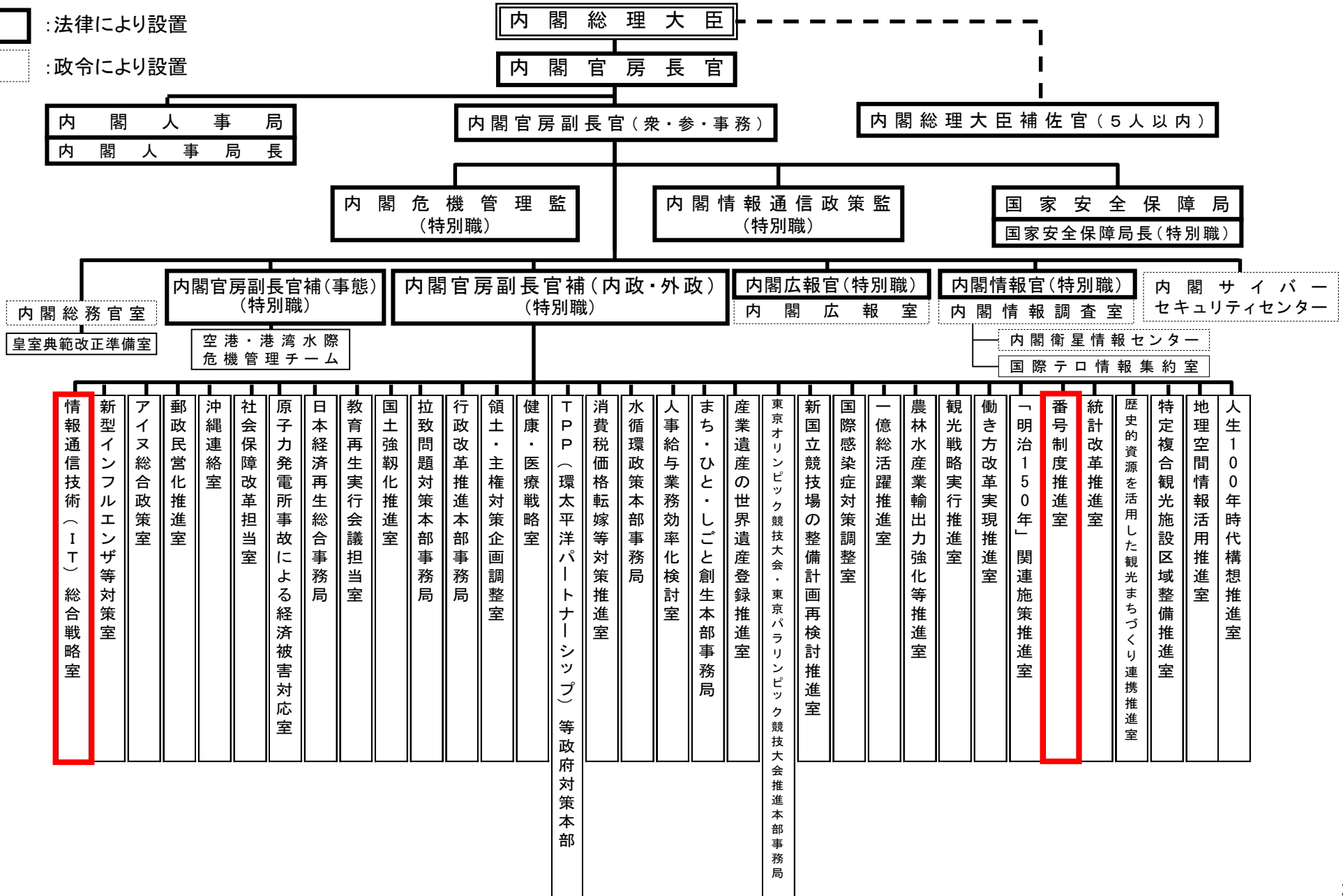
2. デジタル・ガバメントの取組について

1. 政府の推進体制

内閣官房機構図

□ : 法律により設置

□ : 政令により設置



2. デジタル・ガバメントの取組について

基本的考え方

国民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できる社会の実現 —「世界最先端デジタル国家」の創造へ—

政府CIO制度創設以降の**着実な取組・成果の拡充・横展開**に着手し、デジタル改革を断行

重点取組①

デジタル技術を徹底的に活用した 行政サービス改革の断行

- 行政サービスの100%デジタル化
(デジタルファースト法案(仮称)の策定等)
- 行政保有データの100%オープン化
- デジタル改革の基盤整備

重点取組②

地方のデジタル改革

- IT戦略の成果の地方展開
- 地方公共団体におけるクラウド導入の促進
- オープンデータの推進
- シェアリングエコノミーの推進
- 地域生活の利便性向上のための
「地方デジタル化総合パッケージ」

重点取組③

民間部門のデジタル改革

- 官民協働による手続コスト削減
- データ流通環境の整備
- 協調領域の明確化と民間データの共有
- デジタル化と働き方改革

重点取組④

世界を先導する分野連携型「デジタル改革プロジェクト」

- 世界最高水準の生産性を有する港湾物流の実現
- データヘルス×マイナポータルの連動
- データ駆動型のスマート農水産業の推進
- 自動運転による新しい移動サービスの実現

抜本改革を支える新たな基盤技術等

- 基盤技術(AI、クラウド/エッジ・コンピューティング、セキュリティ対策、5G、ブロックチェーン等)
- 人材の育成等
- 抜本改革後に到来するデジタル社会

重点取組⑤

抜本改革推進のための体制拡充と機能強化

実現性を高めるための実行計画と迅速かつタイムリーなPDCAサイクルによるスパイラルアップ
(官民データ活用推進基本計画の重点8分野※における全259施策、デジタル・ガバメント実行計画、各府省中長期計画)

※電子行政、健康・医療・介護、観光、金融、農林水産、ものづくり、インフラ・防災・減災等及び移動の8分野

これまでの電子行政の方針や計画について

電子行政の取組について、3～6年に一度、全体を見直し、具体的な方針や計画を策定

社会全体で情報システム導入が加速

行政は情報化の先進分野の一つ

【取組】

- ・安値防止等の調達改革
- ・行政の情報環境の整備（ネットワーク、インターネット接続、一人一台パソコン）
- ・既存業務前提のIT化

【経過と課題】

- ITによる効率化が進展
- ✓ 情報システムと業務がブラックボックス化
- ✓ 非効率な投資が顕在化
- ✓ 根本的なBPRに至らず

ユーザ企業システム活用が一般化
パッケージ化が進展
モデリング等生産技術が安定

行政で不適切な調達環境や高コスト構造が問題視

【取組】

- ・レガシーシステム改革
- ・業務の見直しを見据えた、エンタープライズアーキテクチャの導入
- ・プロジェクト管理の導入
- ・専門家(CIO補佐官)の配置

【経過と課題】

- IT投資の透明化や調達環境改善に成果
- ✓ サイロ構造を残したままのシステム改革
- ✓ 業務効率化に偏重したBPR(内向きの改革では社会的インパクトが限定的)
- ✓ ドキュメント偏重の管理手法(外部リソースへの依存度が高まり、内部人材が不足)

技術進歩が一層加速化し、社会が変化(デジタルでのやりとり、スマホの定着)
新たな技術(IoT、ビッグデータ、AI、AR、ロボット等)の利用が現実的に

政府CIO制度の創設

【取組】

- ・政府CIOを中心としたITガバナンスの確立
- ・政府全体を通じた情報システム改革(システム半減、運用コストの3割削減)
- ・番号制度の導入
- ・オープンデータの推進

【経過と課題】

- 政府情報システム全体の改革(システム半減・コスト削減等)に成果
- ✓ Public valueを生み出す取組への転換
- ✓ 番号制度やオープンデータの今後の展開
- ✓ 地方自治体・民間部門との連携
- ✓ デジタル時代への対応力(制度、人材等)
- ✓ 情報セキュリティの向上

電子行政の取組

行政情報化推進基本計画
(1994年12月閣議決定)

行政情報化推進基本計画改定
(1997年12月閣議決定)

行政手続オンライン化法(2002年
12月成立、2003年2月施行)

電子政府構築計画
(2003年7月CIO連絡会議決定)

電子政府構築計画改定
(2004年6月CIO連絡会議決定)

電子政府推進計画
(2006年8月CIO連絡会議決定)

電子政府推進計画改定
(2007年8月CIO連絡会議決定)

電子政府推進計画改定
(2007年12月CIO連絡会議決定)

電子行政推進に関する基本方針
(2011年8月本部決定)

政府情報システム刷新に当たっての基本的考え方
(2012年11月本部・行革本部決定)

・IT国家創造宣言工程表に基づき、電子行政を推進

電子行政分科会設置
(2013年10月)

「電子政府」から「デジタル・ガバメント」へ

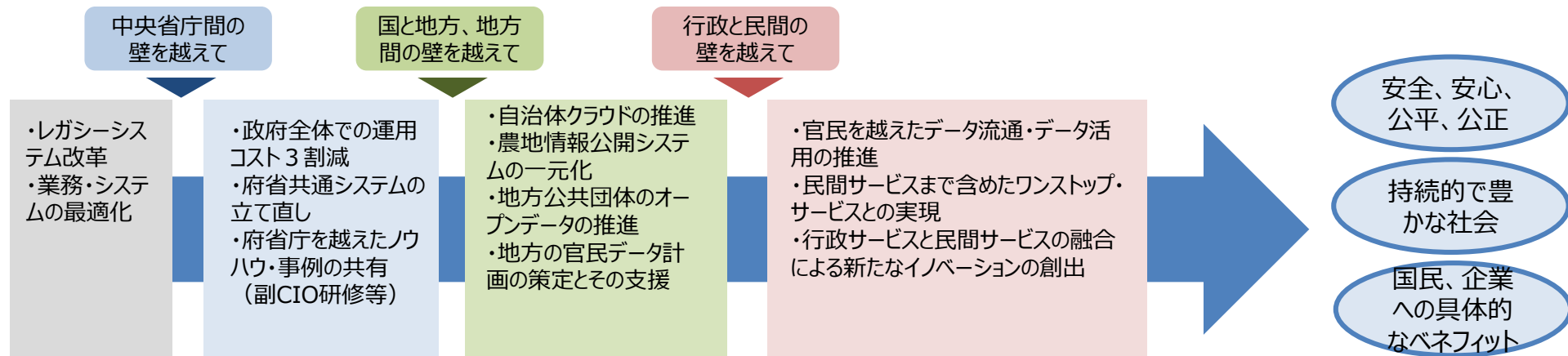
- これまでの電子行政の取組では、行政内部事務の効率化や、各手続のインタフェースのオンライン化等に取り組んできた（＝「電子政府」）。



- 平成25年の政府CIO設置以降、**府省庁の壁を越えた取組**（運用コスト3割削減、人事給与システムの本格稼働、副CIO制度の導入・副CIO研修の実施等）を推進。
- 加えて、**地方公共団体まで含めた取組**（自治体クラウド、農地台帳の一元化、マイナンバー制度の導入等）を既に実施しつつある。これによって、民間への展開も含め、着実に**成果を積み重ねてきている**ところ。



- こうした取組は**国際的にも先進事例**。今後は、これを更に拡大し、**政府・地方・民間全てを通じたデータの連携、サービスの融合**を実現し、**世界に先駆けた、日本型の「デジタル・ガバメント」の実現**を目指す。



①「デジタル・ガバメント実行計画」の決定（主要施策）

（1）添付書類の撤廃

- 添付書類を一括して撤廃するための**法案の作成**。
- 行政機関同士の**情報連携**等により、添付書類を撤廃するシステムの整備。



（2）オンライン化の徹底

- 現状、13%（※）しか進んでいないオンライン化の実施を徹底させるため、

① **本人確認手法の見直し（対面、押印、証明書類の提出など、全体としてあり方を検討）**。

② 制度やこれまでの行政事務の慣習を1から見直す **「業務改革（BPR）」**の推進。

※全体46,385手続のうち5,944手続 ※件数ベースでは73%



（3）複数手続のワンストップでの処理

- 引越し、介護、死亡・相続、などのライフイベントの際の煩雑な各手続をワンストップ化。

（例）引越しの際の、「年金や健康保険の住所変更届」や「自動車の変更登録」などの諸手続をワンストップで実施できるシステム連携等の可能性を検討する。



②各府省に対する「中長期計画」策定の義務付け

- 上記の政策の実効性を高めるため、各府省の取組とスケジュールを明記した、**「中長期計画」の策定を義務付け**。

- 各府省庁は、**本年上半期**までを目途に計画を策定。（平成30年6月29日策定済）

デジタル手続法案の概要①

情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、

- ① **行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項**を定めるとともに、
- ② **行政のデジタル化を推進するための個別分野における各種施策**を講ずる。

① 行政のデジタル化に関する基本原則等（行政手続オンライン化法の改正※）

※法律名を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」（デジタル行政推進法）に変更

情報通信技術を活用した行政の推進の基本原則

- ① **デジタルファースト**：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
- ② **ワンスオンリー**：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
- ③ **コネクテッド・ワンストップ**：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

行政手続の原則オンライン化のために必要な事項

行政手続における情報通信技術の活用

行政手続のオンライン原則

- 行政手続（申請及び申請に基づく処分通知）について、**オンライン実施を原則化**（地方公共団体等は努力義務）
- **本人確認**や**手数料納付**も**オンラインで実施**（**電子署名等、電子納付**）

添付書類の撤廃

- **行政機関間の情報連携**等により省略可能となる添付書類について、**法令上省略可能とする規定を整備**（登記事項証明書（2020年度情報連携開始予定）や本人確認書類（電子署名による代替）等を想定）

デジタル化を実現するための情報システム整備計画

- オンライン原則や添付書類の撤廃を実現するための**情報システム整備計画**、データの標準化、API（外部連携機能）の整備

デジタル・デバイドの是正

- 情報通信技術の利用のための能力等の格差の是正（高齢者等に対する相談、助言その他の援助）

民間手続における情報通信技術の活用の促進

- 行政手続に関連する民間手続のワンストップ化
- 法令に基づく民間手続について、支障がないと認める場合に、オンライン化を可能とする法制上の措置を実施

デジタル手続法案の概要②

②行政のデジタル化を推進するための個別施策（住民基本台帳法、公的個人認証法、マイナンバー法）

本人確認情報の保存及び提供の範囲の拡大（住民基本台帳法）

- **国外転出者の本人確認情報の公証**（戸籍の附票の記載事項の追加・記載された本人確認情報の保存・提供）
- **本人確認情報の長期かつ確実な保存及び公証**（住民票等の除票を除票簿として保存・安全確保措置等）
→ 情報通信技術を活用した個人の識別・認証を将来にわたり、国内外問わず実現
（オンライン手続・本人確認の実現、添付書類の省略の前提）

公的個人認証（電子証明書）・個人番号カードの利用者・利用方法の拡大（公的個人認証法、マイナンバー法）

- **国外転出者による公的個人認証（電子証明書）・個人番号カードの利用**
→ 国外転出者による公的個人認証（電子証明書）・個人番号カードを活用したオンライン手続・本人確認の実現
- **個人番号カードへの移行拡大（通知カードの廃止）**
- **利用者証明用電子証明書の利用方法の拡大（暗証番号入力を要しない方式）**

個人番号利用事務及び情報連携対象の拡大（マイナンバー法）

- **罹災証明書の交付事務等の個人番号利用事務への追加**
- **社会保障分野の事務の処理のために、情報連携の対象の事務や情報を追加**
→ 行政手続における関係書類の提出の省略、行政事務の効率化

マイナンバー制度について 資料目次

- ・マイナンバー制度の概要
- ・マイナンバーの仕組み
- ・マイナンバーカードの仕組み

マイナンバー制度の概要

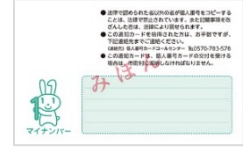
マイナンバー制度の概要

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。いわゆる「マイナンバー法」）

< 趣旨 > 行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する基盤

I 番号利用の仕組み

- 1 日本国内の全住民に12桁のマイナンバー（個人番号）を付番。
- 2 マイナンバー法に定められた社会保障・税・災害対策分野の事務（個人番号**利用事務**）において利用。
・利用事務に関して必要な限度で利用される事務（個人番号**関係事務**）においても取り扱われる。
⇒行政事務の効率化、情報連携による行政手続の簡素化。
- 3 マイナンバーは、本人確認（番号確認と身元確認）と共に使用。取得・利用・提供・保管・安全管理などに一定のルールがある。また、マイナンバー法に定める場合以外のマイナンバーの収集・保管の禁止。
- 4 法人には13桁の法人番号が付与。個人番号と異なり、誰でも自由に利用可能。



II マイナンバーカード（個人番号カード）

- ① マイナンバーの通知後、個人の申請により交付される顔写真入りカード。
- ② マイナンバーの本人確認（番号確認と身元（実存）の確認）を1枚で行うことが可能。
- ③ マイナンバーを使わずに電子的に個人を認証する機能等（ICチップ）を搭載。官民の様々な用途に利用可能。



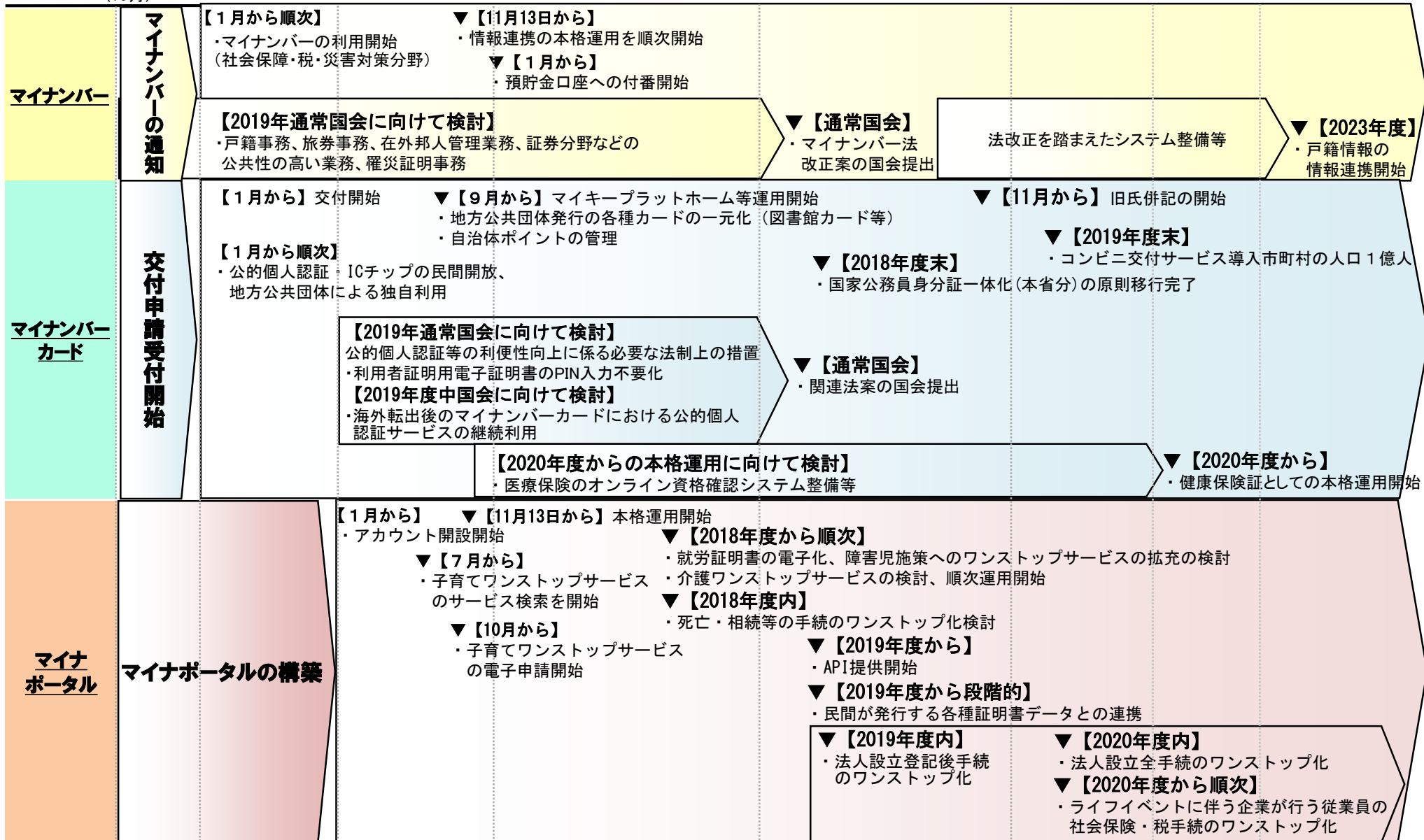
III マイナポータル

- ① マイナンバーに関係する行政機関間での自分の情報のやり取りや情報の確認ができる個人用のサイト。
- ② 自宅のパソコン等から各種お知らせの受信、官民の各種手続きなどのサービスも提供予定。

マイナンバー制度導入後のロードマップ(案)





H31.1月現在

2015年 (H27年) (10月) 2016年 (H28年) 2017年 (H29年) 2018年 (H30年) 2019年 (H31年) 2020年 (H32年) 2021年 (H33年) 2023年 (H35年)



※本ロードマップは「経済財政運営と改革の基本方針2018」、「未来投資戦略2018」、「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」等を元に内閣官房において作成。

マイナンバーとマイナンバーカードの違い

<p>マイナンバー</p>  <p>マイナンバーの通知カード</p>	<p>マイナンバーカード</p>  <p>マイナンバー ICチップ</p>
<p>○ 全住民1人に一つ、本人の意思にかかわらず、強制的に付番・利用される。引越・転職・結婚でも不変の番号で、個人を特定する機能が極めて強い。</p> <p style="text-align: center;"></p> <p>住基ネット違憲訴訟最高裁判決を踏まえ、以下の措置を講じて制度化</p> <p>○ 利用主体や利用範囲を法律で限定(税・社会保障・災害対策の3分野で個別に規定)。</p> <p>○ 情報を一元管理する仕組みとしない。 漏洩防止、法定されていない収集・名寄せの禁止など、厳格に管理</p> <p>○ なりすまし防止のため、本人確認(「番号確認」と「身元確認」)を義務付け。</p> <p>※ 全国8地裁においてマイナンバー違憲訴訟が提起され、係争中。</p>	<p>○ マイナンバー使用時の本人確認(「番号確認」と「身元確認」)を1枚で行えるようにした、顔写真付きのカード。</p> <p style="text-align: center;"></p> <p>本人の申請に基づき、市区町村長が厳格な本人確認を行ったうえで交付</p> <p>○ 官民・分野を問わず、また、マイナンバーの利用事務であるか否かを問わず、対面でもオンラインでも本人確認手段として幅広く利用可能。</p> <p>○ ICチップ内に搭載された電子証明書により、マイナンバーを使わずに、オンラインで本人確認が可能。</p> <p>○ 電子証明書やICチップの空き領域は民間活用も可能。</p>

(参考) 住基ネット最高裁判決(平成20年3月6日)を踏まえた番号制度の設計について

- 番号制度の構築に当たり、住基ネットに係る最高裁合憲判決の趣旨を十分踏まえる必要。
住基ネット訴訟最高裁合憲判決は、
 - ・ 憲法13条については、国民の私生活上の自由が公権力の行使に対しても保護され、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有するものと解されると判示。
 - ・ その上で、行政目的の正当性・手段の相当性を審査し、住基ネットに不備や具体的な危険は生じていないと判示。
- 番号制度においては、法令等に基づく制度上の保護措置に加え、各情報保有機関に分散して管理している情報を情報提供ネットワークシステムを使用して提供することとしているから、特に高いシステム上の保護措置を講じている。

<住基ネット最高裁合憲判決の骨子>

<制度設計> (2011/6/30 社会保障・税番号大綱)

<p>① 「現行法上、本人確認情報の提供が認められている行政事務において取り扱われる個人情報を一元的に管理することができる機関又は主体は存在しない」</p>	<p>① (a) 情報連携の対象となる個人情報につき情報保有機関のデータベースによる分散管理とし、(b) 情報連携基盤においては、「民一民一官」で広く利用される「番号」を情報連携の手段として直接用いず、当該個人を特定するための情報連携基盤等及び情報保有機関のみで用いる符号を用いることとし、(c) 更に当該符号を「番号」から推測できないような措置を講じる。</p>
<p>② 「住基ネットによる本人確認情報の管理、利用等は、法令等の根拠に基づき、住民サービスの向上及び行政事務の効率化という正当な行政目的の範囲内で行われているものといえることができる」</p>	<p>② 「番号」を用いることができる事務の種類、情報連携基盤を用いることができる事務の種類、提供される個人情報の種類及び提供元・提供先等を逐一法律又は法律の授權に基づく政省令に明示することで番号制度の利用範囲・目的を特定するとともに情報連携基盤を通じた「番号」に係る個人情報へのアクセス記録について、マイポータル上で確認できるようにする。</p>
<p>③ 「住基ネットのシステム上の欠陥等により外部から不当にアクセスされるなどして本人確認情報が容易に漏えいする具体的な危険はない」</p>	<p>③ 情報連携の際の暗号化処理等、システム上のセキュリティ対策を十分に講じる。</p>
<p>④ 「受領者による本人確認情報の目的外利用又は本人確認情報に関する秘密の漏えい等は、懲戒処分又は刑罰をもって禁止されている」</p>	<p>④ 行政機関の職員等による不正利用、不正収集等を処罰する罰則を設けるとともに、行政機関個人情報保護法より法定刑を引き上げ、また、民間事業者及びその従業者等による不正利用や、不正アクセス等による不正取得に対処する直罰規定を創設する。さらに守秘義務違反につき、必要な規定を整備するとともに、既存の守秘義務違反の罪より罰則を引き上げる。</p>
<p>⑤ 「住基法は、都道府県に本人確認情報の保護に関する審議会を、指定情報処理機関に本人確認情報保護委員会を設置することとして、本人確認情報の適切な取扱いを担保するための制度的措置を講じている」</p>	<p>⑤ 国の行政機関等を監督する独立性の担保された第三者機関を設置。</p>

(参考) マイナンバー違憲訴訟 (現在係争中) の概要

1 原告と被告

- ・ 原告：マイナンバーの通知を受けた個人
- ・ 被告：国

2 係属裁判所：平成27年12月より以下 8 地方裁判所において係争中

東京地方裁判所、横浜地方裁判所、新潟地方裁判所、大阪地方裁判所、名古屋地方裁判所
金沢地方裁判所、福岡地方裁判所、仙台地方裁判所

3 請求の趣旨

- ・ 原告らのマイナンバーを収集、保存、利用及び提供してはならない。
- ・ 原告らのマイナンバーを削除せよ。

4 請求原因

- ・ マイナンバー制度は、原告らのプライバシー等を侵害する危険性が極めて高いので、その危険性を除去・予防するために、マイナンバーの収集、保存、利用及び提供を差し止めるしかない。
- ・ プライバシー権侵害の原状回復として、マイナンバーの削除が必要。

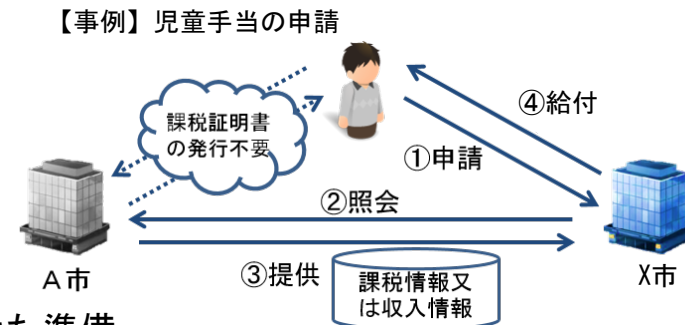
マイナンバーの仕組み

マイナンバーによる情報連携

○各種手続の際に住民が行政機関等に提出する書類(住民票、課税証明書等)を省略可能とするなどのため、マイナンバー法に基づき、異なる行政機関等の中で専用のネットワークシステムを用いた個人情報のやり取りを行う。

1. 経緯

- ・平成27年10月 国内全住民に付番
- ・平成28年1月～ 国税・地方税・社会保障関係手続(年金関係を除く)において利用開始
- ・平成29年11月～ 情報連携の本格運用開始(約850事務手続)
- ・平成30年10月～ 情報連携の拡充(約1200事務手続)
- ・平成31年1月～ 年金関係手続(約1000事務手続)の情報連携の開始に向けた準備



2. 現状

○情報照会・提供件数

平成30年1月1日(月)から平成30年12月31日(月)までの情報照会・提供件数

情報照会件数：6,668,350件

情報提供件数：6,247,055件

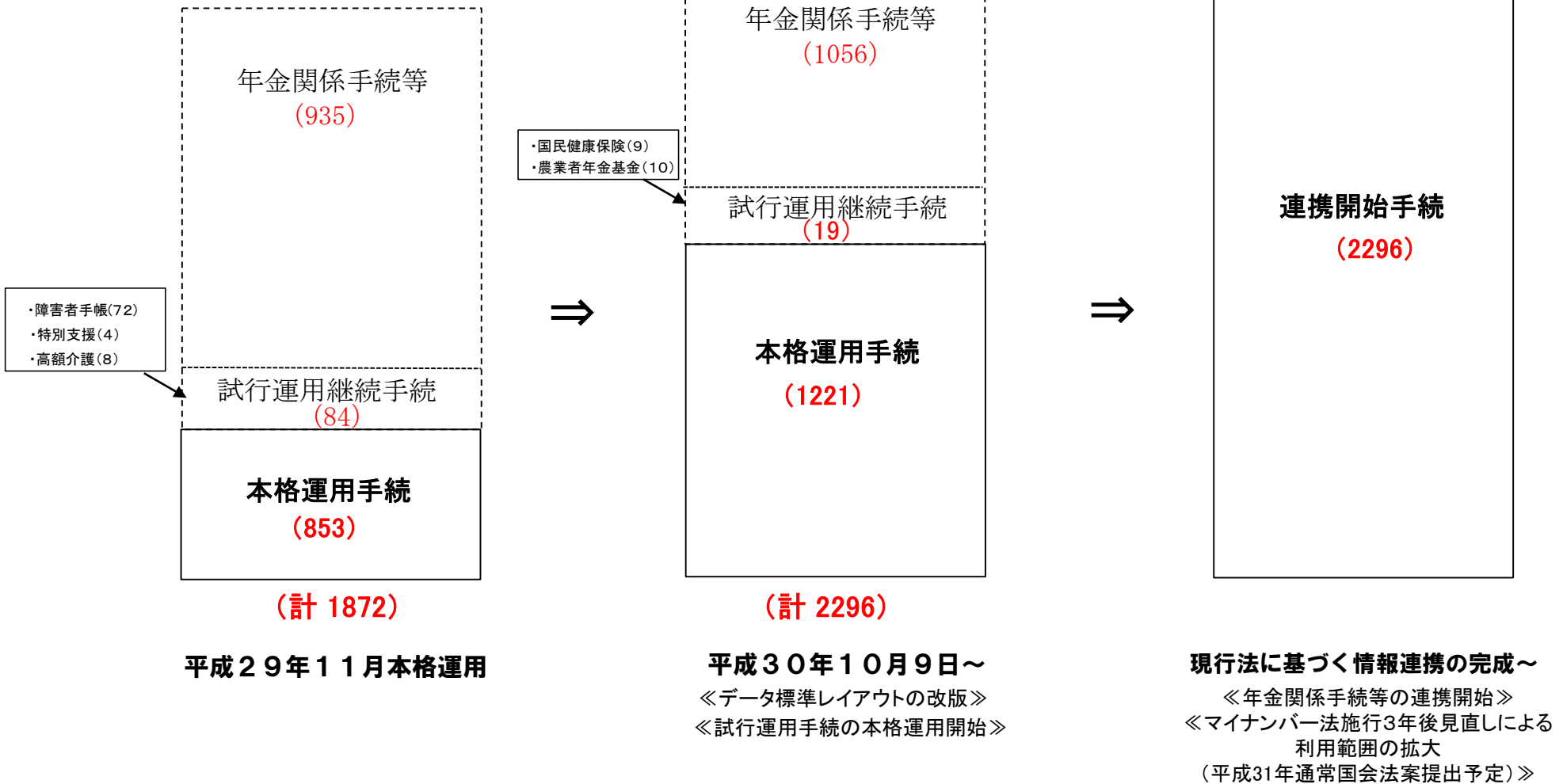
※平成30年夏以降、情報提供件数は平均約20万件/週

<参考> 主な手続・特定個人情報の件数(平成30年1月1日～平成30年12月31日)

No	手続名	件数
1	地方税の賦課徴収手続	1,183,758
2	児童手当関係手続	1,118,736
3	国民健康保険関係手続	1,022,127
4	学資の貸与関係手続	638,048
5	指定難病特定医療費支給関係手続	414,868

No	特定個人情報	件数
1	地方税の課税情報	5,459,546
2	住民基本台帳関係情報	414,691
3	医療保険資格関係情報	233,922
4	介護保険給付等関係情報	23,214
5	雇用保険給付関係情報	19,971

※赤字数字は、事務手続数
※手続数は精査中



マイナンバー制度の情報連携に伴い省略可能な主な書類の例

〔平成30年10月9日時点〕

申請項目	申請先	省略可能な書類の例	申請項目	申請先	省略可能な書類の例
保育園や幼稚園等の利用に当たっての認定の申請(子ども・子育て支援法)	市町村	生活保護受給証明書	特別児童扶養手当の支給の申請 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律)	都道府県・市町村	住民票
		児童扶養手当証書			課税証明書
		特別児童扶養手当証書	障害福祉サービスの申請 (障害者総合支援法)	市町村	住民票
		課税証明書			課税証明書
		障害者手帳			生活保護受給証明書
児童手当の申請 (児童手当法)	市町村	課税証明書	障害者・児に対する医療費助成の申請 (障害者総合支援法)	都道府県・市町村	障害者手帳
奨学金の申請 (独立行政法人日本学生支援機構法)	日本学生支援機構	住民票			住民票
		生活保護受給証明書			課税証明書
		雇用保険受給資格者証			生活保護受給証明書
		障害者手帳			特別児童扶養手当証書
特別支援教育就学奨励費の申請 (特別支援学校への就学奨励に関する法律)	都道府県教育委員会	課税証明書	介護休業給付金の支給の申請 (雇用保険法)	ハローワーク	障害者手帳
児童扶養手当の申請 (児童扶養手当法)	都道府県・市町村	住民票	保険料の減免申請 (介護保険法)	市町村	住民票
		課税証明書			課税証明書
		特別児童扶養手当証書	出産育児一時金の申請 (健康保険法)	健康保険組合等	生活保護受給証明書
		障害者手帳			住民票
生活保護の申請 (生活保護法)	保護の実施機関(都道府県・市等)	課税証明書	公営住宅の入居の申請 (公営住宅法)	都道府県・市町村	住民票
		雇用保険受給資格者証			課税証明書
		児童扶養手当証書			生活保護受給証明書
		特別児童扶養手当証書			障害者手帳

(注) 個別の事務手続の際には、各地方公共団体・行政機関のパンフレット、ホームページ等を必ずご確認ください。

マイナンバー制度の情報連携に伴い省略可能な主な書類の例（年金関係手続）

申請項目	申請先	省略可能な書類の例	申請項目	申請先	省略可能な書類の例	
国民年金保険料の免除・納付猶予の申請 (国民年金法)	日本年金機構	住民票	児童手当の申請 (児童手当法)	市町村	年金加入証明書	
		課税証明書			都道府県・市町村	年金額改定通知書
		雇用保険被保険者離職票				年金証書
国民年金保険料の学生納付特例の申請 (国民年金法)	日本年金機構	課税証明書	奨学金の申請 (独立行政法人日本学生支援機構法)	日本学生支援機構	年金額改定通知書	
		雇用保険被保険者離職票			年金振込通知書	
各種年金の裁定請求 (厚生年金保険法、国民年金法等)	日本年金機構	住民票	障害者・児に対する医療費助成の申請 (障害者総合支援法)	都道府県・市町村	年金額改定通知書	
		課税証明書			年金振込通知書	
		雇用保険被保険者証				
年金受給者の各種届出の審査(年金額改定請求書、加算額開始事由該当届、支給停止事由消滅届) (厚生年金保険法、国民年金法等)	日本年金機構	住民票	生活保護の申請 (生活保護法)	保護の実施機関 (都道府県・市等)	年金額改定通知書	
		課税証明書			年金振込通知書	
障害基礎年金(20歳前の傷病によるもの)受給者の所得確認 (国民年金法)	日本年金機構	所得状況届	精神障害者保健福祉手帳の交付申請 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)	都道府県・ 政令指定都市	年金証書	
					年金振込通知書	

(注) 個別の事務手続の際には、各地方公共団体・行政機関のパンフレット、ホームページ等を必ずご確認ください。

マイナンバー制度における安心・安全の確保

マイナンバー制度に対する国民の懸念

- マイナンバーを用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された**個人情報**が**外部に漏えい**するのではないかといった懸念。
- マイナンバーの不正利用等（例：他人のマイナンバーを用いた**成りすまし**）等により財産その他の被害を負うのではないかといった懸念。
- 国家により個人の様々な個人情報がマイナンバーをキーに名寄せ・突合されて**一元管理**されるのではないかといった懸念

制度面における保護措置

- ① 本人確認措置（マイナンバーの確認・身元（実存）の確認）（マイナンバー法第16条）
- ② マイナンバー法（※）の規定によるものを除き、特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止（マイナンバー法第20条、第29条）
- ③ 個人情報保護委員会による監視・監督（マイナンバー法第33条～第35条）
- ④ 特定個人情報保護評価（マイナンバー法第27条、第28条）
- ⑤ 罰則の強化（マイナンバー法第48条～第57条）
- ⑥ マイナポータルによる情報提供等記録の確認（マイナンバー法附則第6条第3項）

システム面における保護措置

- ① 個人情報を一元的に管理せずに、分散管理を実施
- ② マイナンバーを直接用いず、符号を用いた情報連携を実施
- ③ アクセス制御により、アクセスできる人の制限・管理を実施
- ④ 通信の暗号化を実施

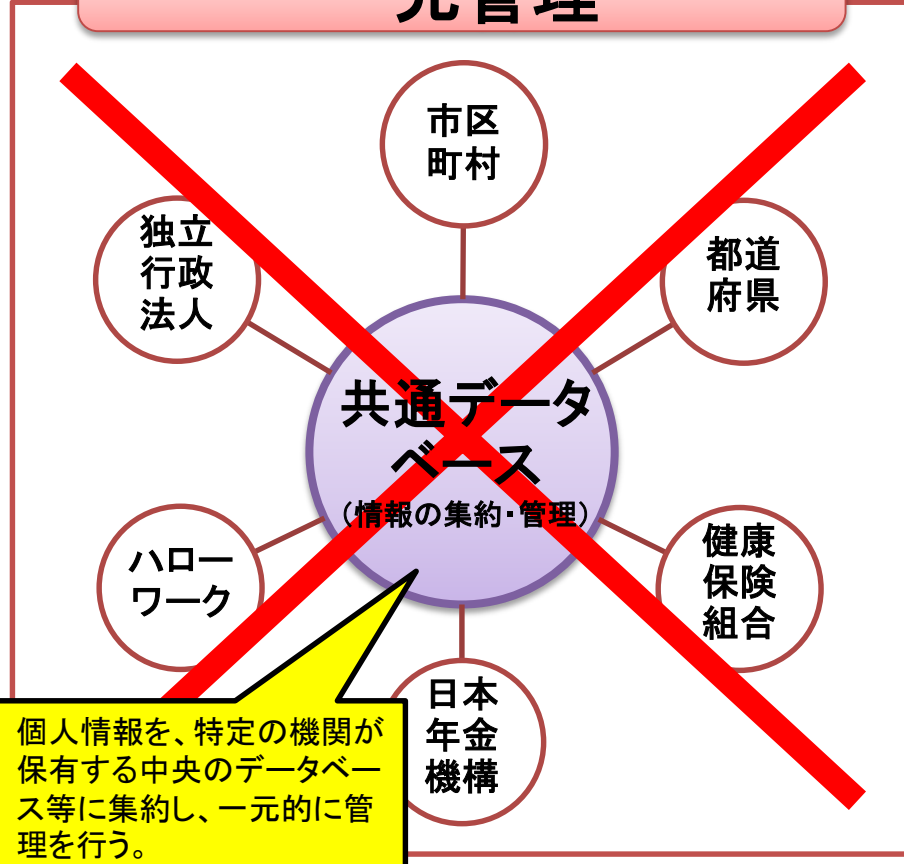


（※）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）

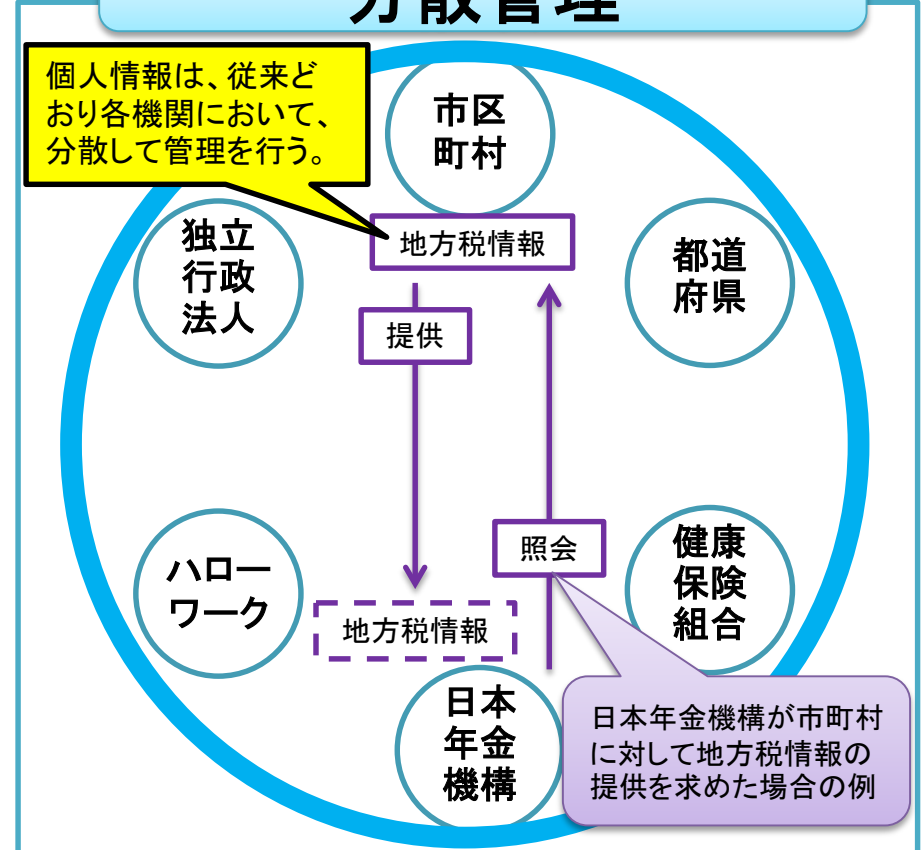
マイナンバー制度における個人情報の管理(分散管理)

- ✕ マイナンバー制度が導入されることで、各行政機関等が保有している個人情報を**特定の機関に集約**し、その集約した個人情報を各行政機関が閲覧することができる『**一元管理**』の方法をとるもの**ではない**。
- マイナンバー制度が導入されても、従来どおり個人情報は**各行政機関等が保有**し、他の機関の個人情報が必要となった場合には、マイナンバー法別表第二で定められるものに限り、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報の照会・提供を行うことができる『**分散管理**』の方法をとるものである。

一元管理



分散管理



個人情報保護委員会

※個人情報保護法及び関係政令に基づき、特定個人情報保護委員会を改組し、2016（平成28）年1月1日設置

任務

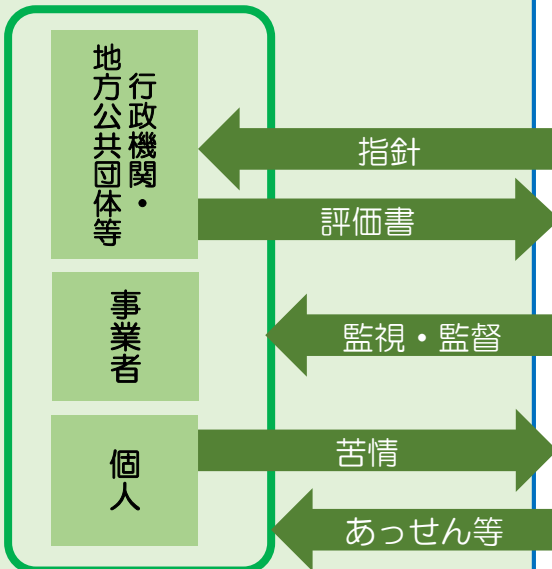
個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること

組織

- 委員長1名・委員8名（合計9名）の合議制
- 委員長・委員は独立して職権を行使（独立性の高い、いわゆる3条委員会）

【マイナンバー法関係】

※マイナンバー法は、内閣府が所管



個人情報保護委員会

- 個人情報保護の基本方針の策定・推進
- 広報啓発
- 国際協力
- その他（国会報告・調査等）

特定個人情報保護評価

監視・監督等

苦情あっせん

【個人情報保護法関係】

個人情報保護法は、個人情報保護委員会が所管

認定・監督等

監督

苦情

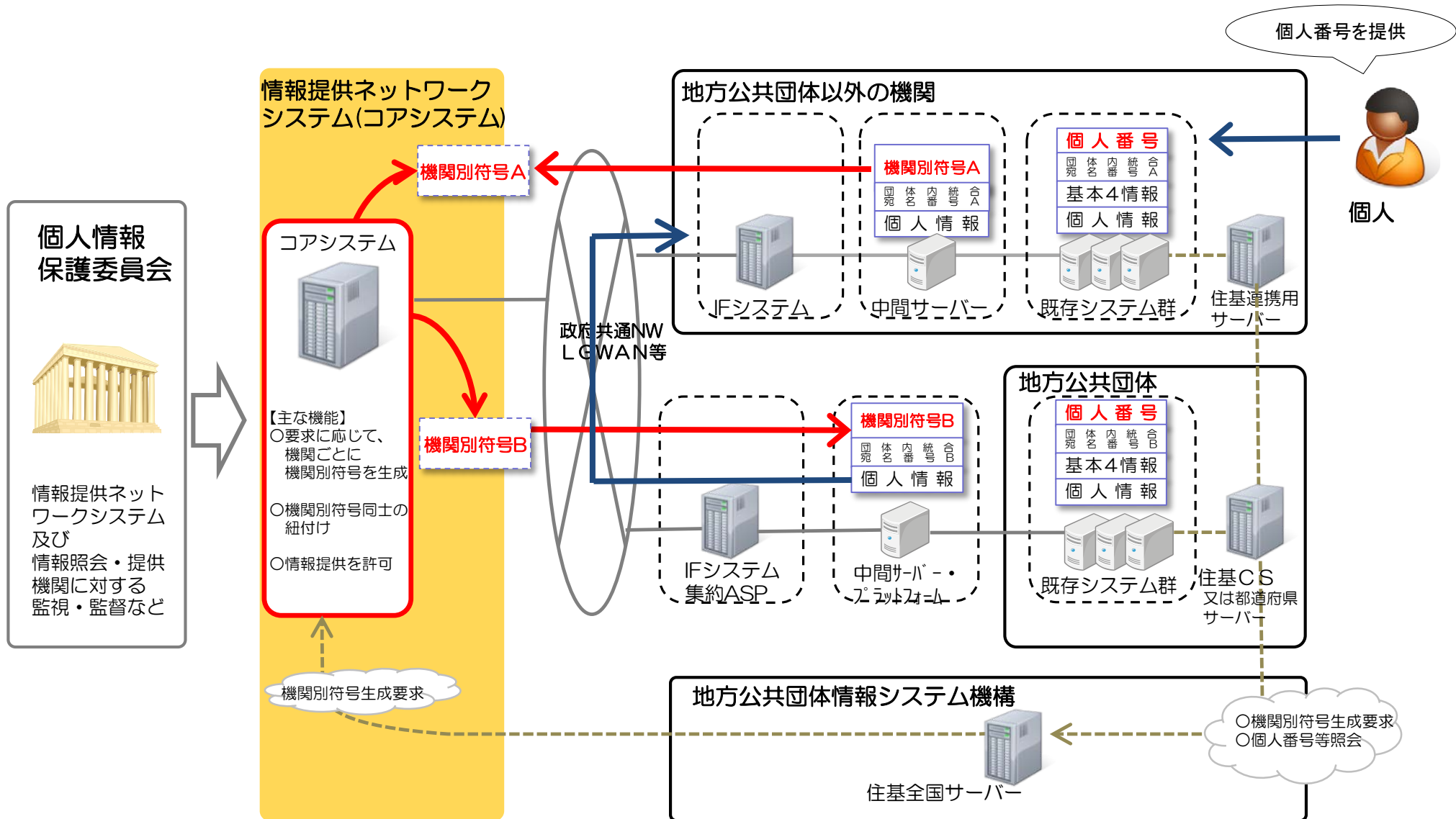
あっせん等

認定個人情報保護団体

事業者

個人

マイナンバー制度における情報連携のシステム概要



マイナンバー制度における罰則の強化

	行為	マイナンバー法の法定刑	同種法律における類似既定の罰則		
			行政機関個人情報保護法・ 独立行政法人等個人情報保護法	個人情報保護法	住民基本台帳法
特定の公務員が対象	<u>情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者が、情報連携や情報提供ネットワークシステムの業務に関して知り得た秘密を洩らし、または盗用</u>	3年以下の懲役or150万以下の罰金 (併科されることあり)	—	—	2年以下の懲役 or 100万以下の罰金
	<u>国、地方公共団体、地方公共団体情報システム機構などの役職員が、職権を濫用して特定個人情報が記録された文書等を収集</u>	2年以下の懲役or100万以下の罰金	1年以下の懲役 or 50万以下の罰金	—	—
番号の取扱者が対象	<u>個人番号利用事務、個人番号関係事務などに従事する者や従事していた者が、正当な理由なく、業務で取り扱う個人の秘密が記録された特定個人情報ファイルを提供</u>	4年以下の懲役or200万以下の罰金 (併科されることあり)	2年以下の懲役 or 100万以下の罰金	—	—
	<u>個人番号利用事務、個人番号関係事務などに従事する者や従事していた者が、業務に関して知り得たマイナンバーを自己や第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用</u>	3年以下の懲役or150万以下の罰金 (併科されることあり)	1年以下の懲役 or 50万以下の罰金	1年以下の懲役 or 50万以下の罰金	2年以下の懲役 or 100万以下の罰金
誰でも対象	人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は、財物の窃取、施設への侵入等によりマイナンバーを取得	3年以下の懲役or150万以下の罰金	—	—	—
	個人情報保護委員会から命令を受けた者が、個人情報保護委員会の命令に違反	2年以下の懲役or50万以下の罰金	—	6月以下の懲役 or 30万以下の罰金	1年以下の懲役 or 50万以下の罰金
	個人情報保護委員会による検査等に際し、虚偽の報告、虚偽の資料提出をする、検査拒否等	1年以下の懲役or50万以下の罰金	—	30万以下の罰金	30万以下の罰金
	偽りその他不正の手段によりマイナンバーカードを取得	6月以下の懲役or50万以下の罰金	—	—	30万以下の罰金

マイナポータルのメインメニュー

マイナポータルにログインすることで、平成29年7月以降様々なサービスが利用可能となっています。



A 情報提供等記録表示 (やりとり履歴)

あなたの個人情報を、行政機関同士がやりとりした履歴を確認することができます。

B 自己情報表示 (あなたの情報)

行政機関等が保有するあなたの個人情報を検索して確認することができます。

C お知らせ

行政機関等から配信されるお知らせを受信することができます。

D 民間送達サービスとの連携

行政機関や民間企業等からのお知らせなどを民間の送達サービスを活用して受け取ることができます。

E サービス検索・電子申請機能 (ぴったリサービス)

子育てに関するサービスの検索やオンライン申請（子育てワンストップサービス）ができます。

F 公金決済サービス

マイナポータルのお知らせからネットバンキング（ペイジー）やクレジットカードでの公金決済が可能となります。

G もっとつながる (外部サイト連携)

外部サイトを登録することで、マイナポータルから外部サイトへのログインが可能となります。



子育てワンストップサービス（マイナポータルの「ぴったりサービス」）

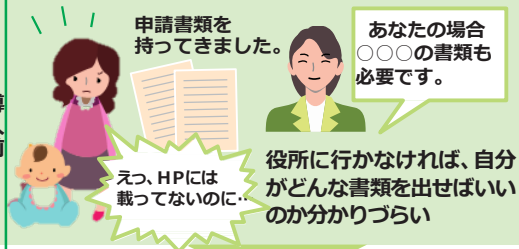
- ・ H29.7.18からサービス検索を開始（まずは子育て関連サービスから）。
- ・ H29.10.7からマイナンバーカードを活用した署名付き電子申請も開始。利用者は役所に出向くことなくオンライン申請が可能。
- ・ プッシュ型のお知らせを電子で受け取ることができる。

1

サービス検索

手続に必要な書類を確認

導入前



導入後



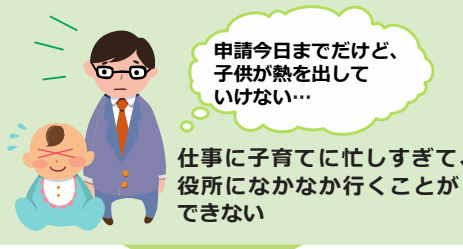
住民 確認したいサービスを簡単に検索できる

自治体 窓口で受け付ける作業負担を減らすことができる

2

簡単オンライン申請

自宅のパソコン等から手続を申請



住民 いつでもオンライン申請ができる

自治体 書面様式から手入力でシステムへ入力する作業負担を減らすことができる

3

プッシュ型お知らせ

自治体からプッシュ型でのお知らせ



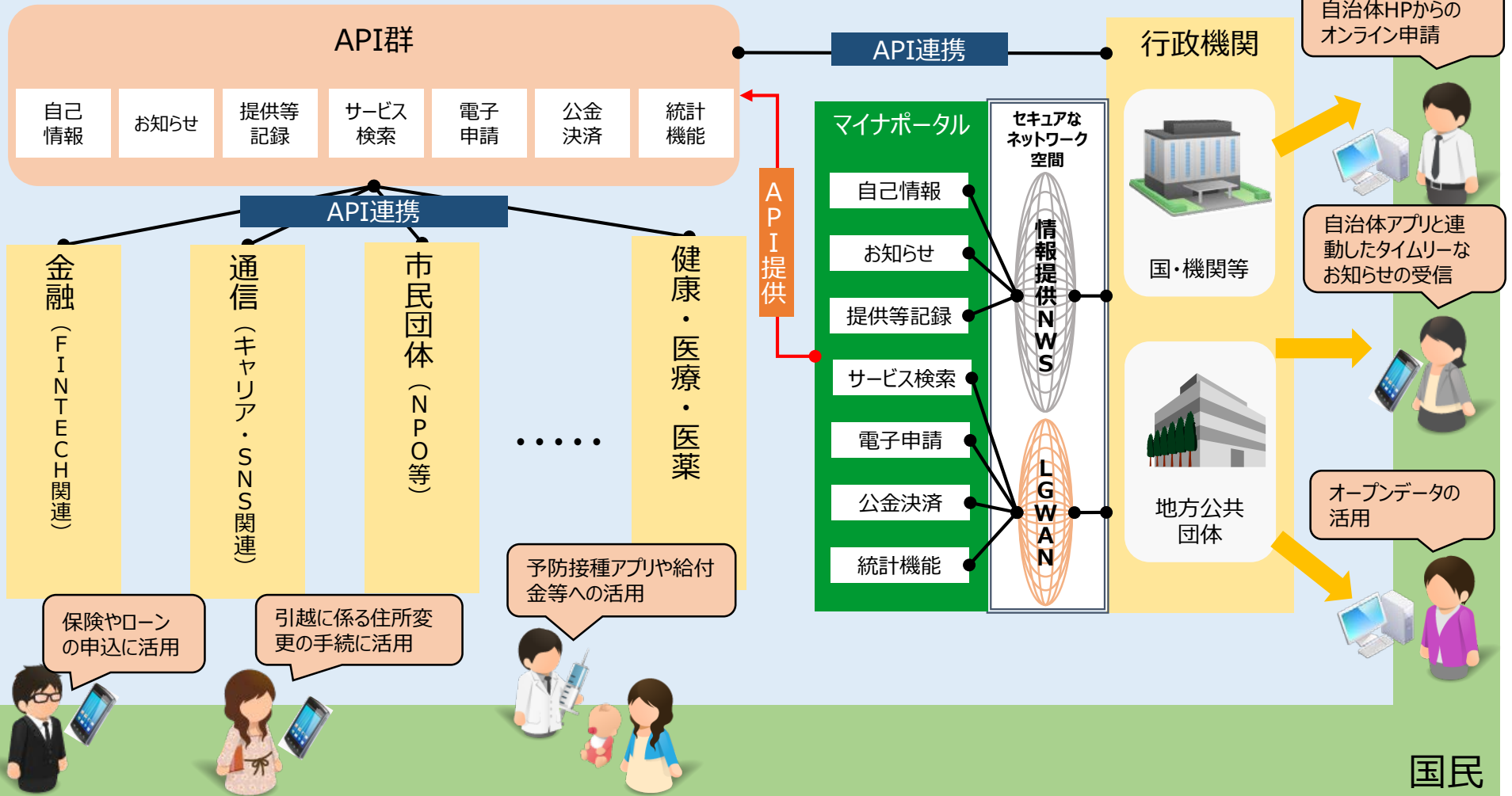
住民 お知らせをいつでも便利に確認することができる

自治体 書類作成や郵送コストを削減できる

マイナポータルでのAPI提供

マイナポータルで提供する機能を、行政機関だけではなく企業や市民団体等の民間組織に対してもAPI群としてまとめて提供することで、自己情報や検索機能を活用した新たな行政サービス・民間サービスの開発を加速させる

インターネット空間



マイナンバー制度の利活用のあり方に係る検討状況について

マイナンバー法

附則第六条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、個人番号の利用及び情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の範囲を拡大すること並びに特定個人情報以外の情報の提供に情報提供ネットワークシステムを活用することができるようにすることその他この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとする。

○マイナンバー法の施行から3年が経過したことを踏まえ、「経済財政運営と改革の基本方針2018」及び「未来投資戦略2018」等に基づき、政府において、戸籍事務、罹災証明事務及び証券分野等の業務について、マイナンバー制度の利活用のあり方を検討

○現在、マイナンバー制度の利活用のあり方について今通常国会において審議が見込まれるもの

1. 戸籍情報の情報連携

戸籍法の改正の中で、法務省が個人別の親族関係情報を構成し、社会保障分野の事務の処理のために、当該情報を情報連携の対象とする法案を検討中

2. 罹災証明事務等

行政手続オンライン化法等の中で、罹災証明の交付に関する事務や新型インフルエンザ予防接種に関する事務をマイナンバー利用事務とすること等の法案を検討中

3. 証券保管振替業務

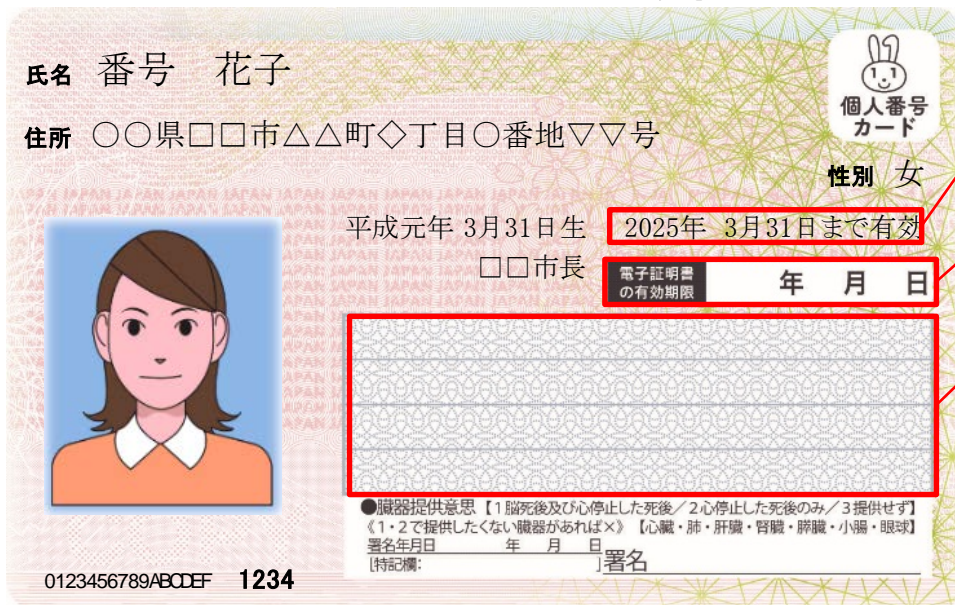
国税通則法の改正の中で、証券保管振替機構における加入者情報のマイナンバーによる管理や支払調書に記載するための取得を可能とする法案(所得税法等の一部を改正する法律案)を今通常国会に提出

マイナンバーカードの仕組み

マイナンバーカードについて①

- マイナンバーカードはマイナンバー(個人番号)が記載された顔写真付のカード
- マイナンバーカードは、プラスチック製のICチップ付きカードで券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー(個人番号)と本人の顔写真等が表示される。
- 本人の申請に基づき、市区町村長が厳格な本人確認を行った上で交付。
(カードの申請受付、作成業務等は、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に委任して実施)

マイナンバーカードの表面



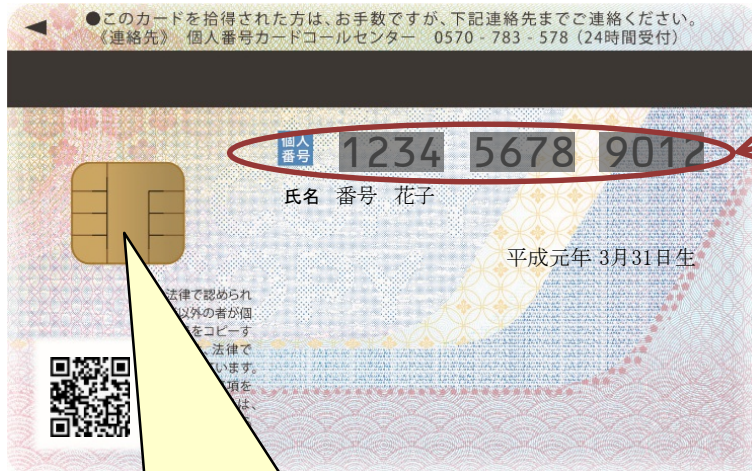
- カードの有効期間が満了する日
発行の日から10回目の誕生日、
ただし、20歳未満は、発行の日から5回目の誕生日
- 電子証明書の有効期間が満了する日
発行の日から5回目の誕生日
- 追記欄
住所や氏名等の記載事項に変更があった場合に、
新しい情報が追記される

失効

- ・海外に転出したとき
- ・引っ越しの際、転出予定日からから30日、転入した日から14日を経過しても転入届を行わなかったとき
- ・引っ越しの際、転入先の市区町村でカードの提出を行うことなく90日を経過したとき、又はその転入先市区町村から転出したとき
- ・死亡したとき

- おもて面には、住所・氏名・生年月日・性別が記載され、写真が表示され、身分証明書として利用できる。

マイナンバーカードの裏面



ICチップ内のAP構成

電子証明書
 (署名用、利用者証明用)

空き領域

その他(券面情報等)

①マイナンバー

- ・社会保障、税又は災害対策分野における法定事務又は地方公共団体が条例で定める事務においてのみ利用可能
- ・マイナンバーを利用できる主体は、行政機関や雇用主など法令に規定された主体に限定されており、そうでない主体がカードの裏面をコピーする等により、マイナンバーを収集、保管することは不可

法令で利用できる
 主体が限定

②電子証明書 (署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書)

- ・行政機関等(e-Tax、マイナポータル、コンビニ交付等)のほか、総務大臣が認める民間事業者も活用可能

署名用電子証明書のイメージ

氏名	露 太郎
生年月日	〇年〇月〇日
性別	男
住所	東京都千代田区霞ヶ関2-1-2
発行番号	S1111
発行年月日	〇年〇月〇日
有効期間	〇年〇月〇日
発行者	機構

署名用公開鍵

利用者証明用電子証明書のイメージ

発行番号	R2222
発行年月日	〇年〇月〇日
有効期間	〇年〇月〇日
発行者	機構

利用者証明用公開鍵

③空き領域

- ・市町村・都道府県等は条例で定めるところ、国の機関等は総務大臣の定めるところにより利用可能
 例: 印鑑登録証、国家公務員身分証
- ・新たに民間事業者も総務大臣の定めるところにより利用可能に

民間も含めて幅広く

マイナンバーカードの市区町村別交付枚数等について(平成30年12月1日現在)

1 団体区分別

区分	人口 (H30.1.1時点)	交付枚数 (H30.12.1時点)	人口に対する交付枚数率
全国	127,707,259	15,642,405	12.2%
特別区	9,396,597	1,562,843	16.6%
政令指定都市	27,445,782	3,623,339	13.2%
市(政令指定都市を除く)	79,815,668	9,354,570	11.7%
町村	11,049,212	1,101,653	10.0%

2 区分別交付率上位10位

【特別区・市】

団体名	人口 (H30.1.1時点)	交付枚数 (H30.12.1時点)	人口に対する 交付枚数率
宮崎県都城市	166,409	46,175	27.7%
鹿児島県西之表市	15,681	3,519	22.4%
奈良県橿原市	122,945	27,076	22.0%
宮崎県串間市	18,904	4,006	21.2%
東京都青梅市	135,248	28,516	21.1%
東京都港区	253,639	53,236	21.0%
東京都台東区	196,134	40,932	20.9%
奈良県生駒市	120,596	24,837	20.6%
東京都中央区	156,823	31,921	20.4%
兵庫県芦屋市	96,373	19,421	20.2%

【町村】

団体名	人口 (H30.1.1時点)	交付枚数 (H30.12.1時点)	人口に対する 交付枚数率
新潟県岩船郡粟島浦村	355	191	53.8%
大分県東国東郡姫島村	2,090	907	43.4%
茨城県猿島郡五霞町	8,740	3,005	34.4%
福島県双葉郡富岡町	13,260	4,058	30.6%
福島県大沼郡昭和村	1,294	385	29.8%
沖縄県島尻郡伊是名村	1,481	442	29.8%
沖縄県島尻郡北大東村	572	138	24.1%
奈良県吉野郡上北山村	520	125	24.0%
福島県田村郡三春町	17,397	4,146	23.8%
福島県双葉郡大熊町	10,533	2,310	21.9%

マイナンバーカードの市区町村別交付枚数等について(平成30年12月1日現在)

4 男女・年齢別

年齢	人口(H30.1.1時点)			交付件数(H30.12.1時点)			人口に対する交付枚数率			全体に対する交付件数割合		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
全体	62,298,872	65,408,317	127,707,189	8,330,262	7,312,143	15,642,405	13.4%	11.2%	12.2%	100.0%	100.0%	100.0%
0～4歳	2,576,059	2,448,877	5,024,936	55,201	51,769	106,970	2.1%	2.1%	2.1%	0.7%	0.7%	0.7%
5～9	2,761,895	2,625,266	5,387,161	91,121	88,380	179,501	3.3%	3.4%	3.3%	1.1%	1.2%	1.1%
10～14	2,838,085	2,700,056	5,538,141	87,910	90,277	178,187	3.1%	3.3%	3.2%	1.1%	1.2%	1.1%
15～19	3,076,958	2,927,326	6,004,284	145,083	147,761	292,844	4.7%	5.0%	4.9%	1.7%	2.0%	1.9%
20～24	3,262,515	3,096,776	6,359,291	287,336	298,068	585,404	8.8%	9.6%	9.2%	3.4%	4.1%	3.7%
25～29	3,352,604	3,171,883	6,524,487	352,596	327,217	679,813	10.5%	10.3%	10.4%	4.2%	4.5%	4.3%
30～34	3,740,090	3,578,958	7,319,048	415,011	361,547	776,558	11.1%	10.1%	10.6%	5.0%	4.9%	5.0%
35～39	4,092,014	3,944,274	8,036,288	445,102	357,858	802,960	10.9%	9.1%	10.0%	5.3%	4.9%	5.1%
40～44	4,834,840	4,670,809	9,505,649	500,483	373,805	874,288	10.4%	8.0%	9.2%	6.0%	5.1%	5.6%
45～49	4,876,089	4,749,158	9,625,247	554,575	415,192	969,767	11.4%	8.7%	10.1%	6.7%	5.7%	6.2%
50～54	4,155,182	4,097,972	8,253,154	557,796	435,251	993,047	13.4%	10.6%	12.0%	6.7%	6.0%	6.3%
55～59	3,808,343	3,813,246	7,621,589	602,331	496,696	1,099,027	15.8%	13.0%	14.4%	7.2%	6.8%	7.0%
60～64	3,814,894	3,899,275	7,714,169	720,528	615,396	1,335,924	18.9%	15.8%	17.3%	8.6%	8.4%	8.5%
65～69	4,715,129	5,012,634	9,727,763	949,925	829,724	1,779,649	20.1%	16.6%	18.3%	11.4%	11.3%	11.4%
70～74	3,648,372	4,139,718	7,788,090	876,292	815,452	1,691,744	24.0%	19.7%	21.7%	10.5%	11.2%	10.8%
75～79	2,970,975	3,687,240	6,658,215	765,195	746,426	1,511,621	25.8%	20.2%	22.7%	9.2%	10.2%	9.7%
80～84	2,131,085	3,100,218	5,231,303	530,712	498,630	1,029,342	24.9%	16.1%	19.7%	6.4%	6.8%	6.6%
85～89	1,156,847	2,200,116	3,356,963	287,169	261,284	548,453	24.8%	11.9%	16.3%	3.4%	3.6%	3.5%
90～94	407,334	1,138,156	1,545,490	92,002	84,558	176,560	22.6%	7.4%	11.4%	1.1%	1.2%	1.1%
95～99	71,414	347,548	418,962	12,857	15,139	27,996	18.0%	4.4%	6.7%	0.2%	0.2%	0.2%
100歳以上	8,148	58,811	66,959	1,037	1,713	2,750	12.7%	2.9%	4.1%	0.0%	0.0%	0.0%

マイナンバーカードの利活用シーンの拡大

これまでの利活用シーンを更に拡大

身分証明書としての利用

- 運転免許証返納後にも利用できる顔写真付き身分証として活用(H31.11~旧氏にも対応予定)
- ⇒ 取扱範囲を更に拡大

コンビニ交付サービス

- コンビニで住民票や戸籍などが取得可能なサービスの拡大(H29交付数:267万通)
- ⇒ H32年には、対象人口1億人突破

職員証としての利用

- 国家公務員(H28.4)、徳島県庁(H29.6)での先行導入
 - 民間企業の社員証としての利用を働きかけ(H28.11~)(H31.1~TKC.NECに続きNTTComが活用開始)
- ⇒ 官民間問わず利用を更に拡大

マイナポータル

- 子育て関連手続の申請・届出などをワンストップ化し、プッシュ型お知らせサービスを提供(H29.11~)
- ⇒ 対象手続を更に拡大

オンライン契約

- 住宅ローンや、不動産取引などのオンライン契約での利用(H29.4~)
- ⇒ 取引対象を更に拡大

マイキープラットフォーム

- マイナンバーカードを図書館等で利用可能にし、各種ポイントを自治体ポイントに変換、商店街等でも利用可能に(H29.9~)
- ⇒ 多機能化を更に充実・反動減対策にも活用

新たな利活用シーンが次々と

健康保険証としての利用

- マイナンバーカードを健康保険証として利用できるオンライン資格確認の本格運用開始(H32予定)
- 医療機関等での診療情報・調剤情報の閲覧等にも活用(H29・H30実証中)

インターネット投票での活用

- マイナンバーカードの海外利用を可能とし、実証実験の結果等を踏まえ在外選挙におけるインターネット投票を実現(検討中)

イベント等での活用

- 東京オリンピック等でのボランティア管理へ活用(H30実証中)
- コンサート等でもチケットの不正転売防止へ活用(H30実証中)

カジノ入場時の管理

- カジノ施設への入場管理・依存症対策での活用

スマートフォンでの利用

- スマートフォンへの電子証明書の搭載(検討中)
- マイナンバーカード読み取り可能機種が拡大中(H31.1:60機種)

利活用シーンを更に拡大し、マイナンバーカード1枚で様々なことが可能に

NTTコミュニケーションズ株式会社によるマイナンバーカードの利用

社員の認証が必要となる様々なシーンで、マイナンバーカードの空き領域を利用

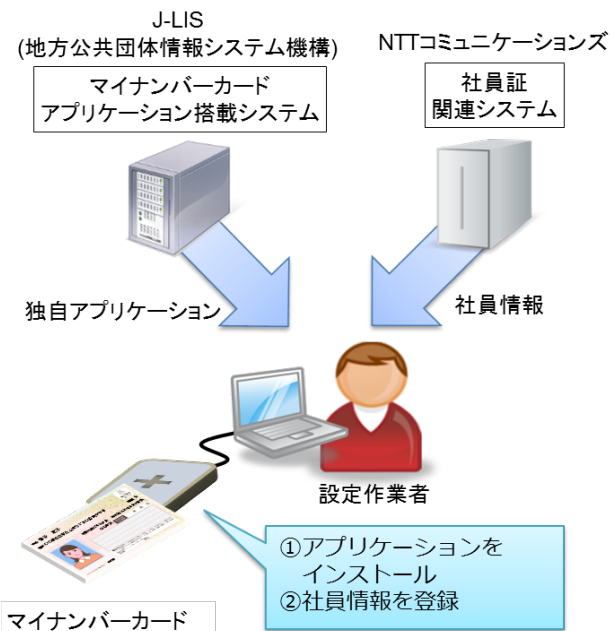
<利用シーン>

- ① NTTコミュニケーションズの本社ビル（大手町）への入退館
- ② セキュリティエリアへの入退室
- ③ 業務用パソコン・複合機の利用

<利用開始時期> 2019年1月

※ 当初は本社ビル（社員約**5,000人**）で利用を開始し、順次他のオフィスビルへの拡大も検討中

(ICチップの利用開始準備)



社内における各種認証が可能に



公的個人認証サービス 民間利用事例① 住宅ローン契約手続きを電子化するサービス

・凸版印刷がプラットフォーム事業者、三菱UFJ銀行がサービス提供事業者として実施

<従来の住宅ローンの契約の方法>

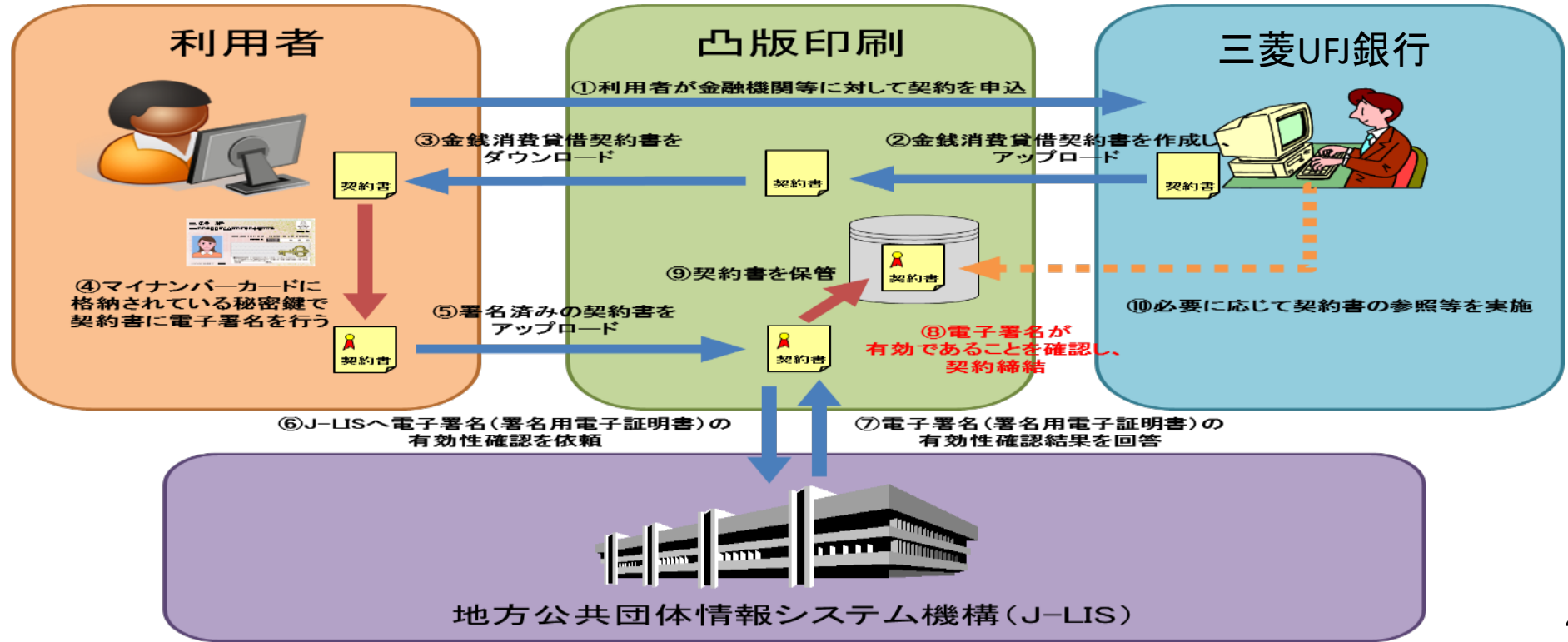
従来、住宅ローンの契約手続きにあたっては、契約書の紙面への記入や実印の押印、収入印紙の貼付などを銀行へ来店の上実施する必要があり、契約者に負担が生じていました。

<公的個人認証サービスの利用>

今後、凸版印刷が提供する住宅ローン等の金銭消費貸借契約を電子的に行うことのできるプラットフォームサービスの導入により、自宅のパソコンからペーパーレスで住宅ローン契約手続きが可能となり、次のとおり契約者の負担が軽減されます。

- (1) 自宅のパソコンで手続きが完結するため、銀行への来店の必要がなくなる
- (2) ペーパーレスのため、収入印紙の貼付や実印の押印などの必要がなくなる

<サービス開始日> 2017年4月下旬



・エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズがサービス提供事業者として実施

<従来の本人確認の方法>

従来、MVNOの音声SIMのパッケージの購入時、利用者（購入者）は、係員同伴のもと、販売代理店の店舗においてマイページから購入申込みを行っていました。その際、係員は携帯電話不正利用防止法で定められた本人確認書類の確認を行い、利用者は本人確認書類の画像等を手間と時間をかけながら事務センターにアップロードしていました。

※MVNO：Mobile Virtual Network Operatorの略で、携帯電話などの無線通信インフラを他社から借り受けてサービスを提供する事業者のこと

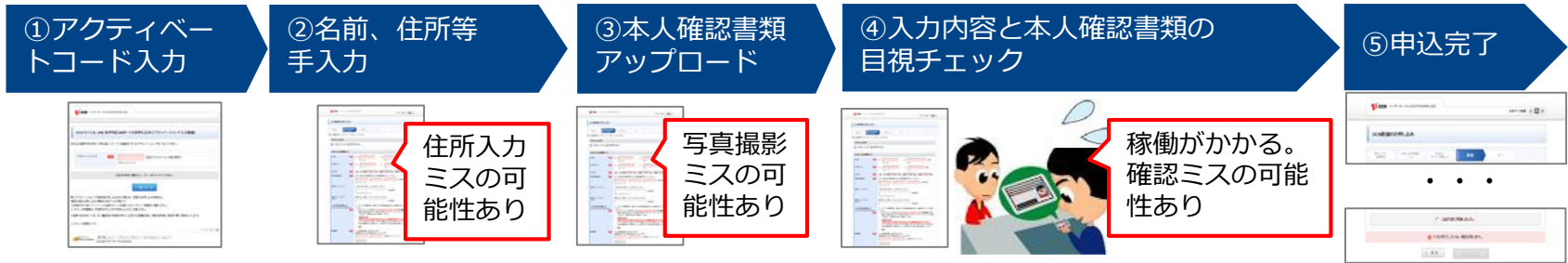
<公的個人認証サービスの利用>

今後、マイナンバーカードの普及に伴い、「本人確認書類＝マイナンバーカード」の比率が増えることが想定されるため、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズの公的個人認証サービスを利用した本人確認のサービスを利用することで、以下のとおり本人確認の自動化を行います。本人確認の自動化により、以下の効果が期待できます。

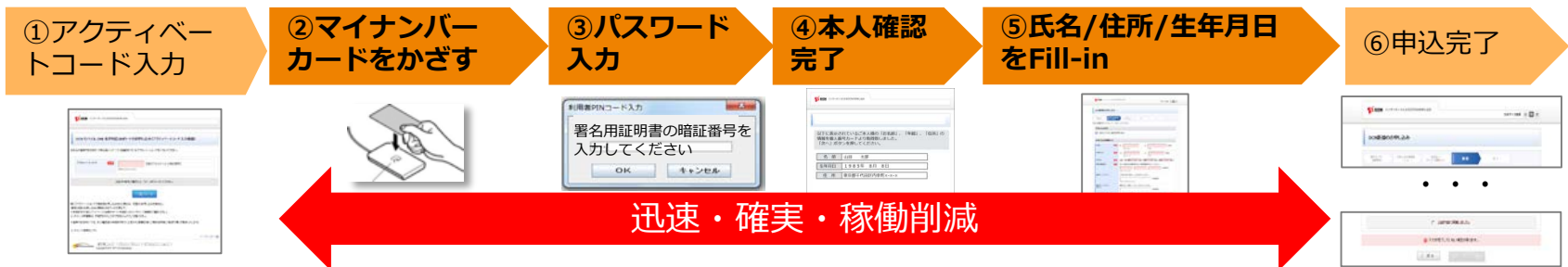
- (1) 販売代理店におけるお客様対応時間の短縮（対応できないことで逃がしていたお客様が減る）
- (2) 本人確認の法的義務の確実な実行（店舗等でのチェックミスが無くなる）
- (3) お客様による住所等の記載ミスが無くなる（本人確認書類とのアンマッチが無くなる）

<サービス開始日> 2016年11月28日 ※ヨドバシカメラマルチメディアAkiba・梅田でサービス実施中

<現状>



<導入後>



公的個人認証サービス 民間利用事例③ 新規証券口座開設時のマイナンバー取得及び本人確認

・GMOグローバルサインがプラットフォーム事業者、GMOクリック証券がサービス提供事業者として実施

2016年1月から所得税法等により、新規顧客又は住所変更等を行う既存顧客については、個人番号の収集が義務化されており、犯罪収益移転防止法の特定事業者にあたる証券金融業では、厳格な本人確認が求められます。

<公的個人認証サービスの利用>

各根拠法に準拠する形かつ業務の効率化及び顧客利便性の向上を目指し、GMOグローバルサインの公的個人認証サービスを利用した本人確認サービスを利用します。

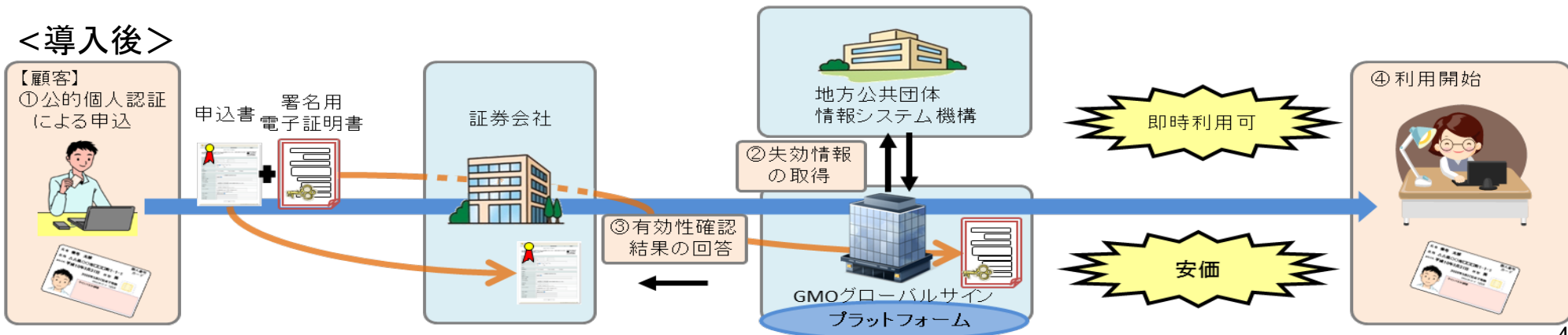
公的個人認証サービスを利用することで、郵送や追加の本人確認書類が不要なためオンライン完結かつ即時取引開始が可能になるメリットがあります。

<サービス開始日> 2016年11月26日

<現状>



<導入後>



コンビニ交付サービスの普及拡大

全国のコンビニエンスストア(約54,000)等で住民票の写し等が取得可能なコンビニ交付サービスについて、更なる普及拡大を図る。

コンビニ交付サービス対象人口

	導入団体	対象人口
平成30年12月3日時点	555	9,007万人
平成30年度末見込み	602	9,467万人

【地方財政措置による支援】

自治体によるコンビニ交付の導入等を後押しするため、システム構築等に要する経費について特別交付税措置

- ・ 措置率1/2 上限額6,000万円
- ・ 措置期限 平成31年度(期限までの導入で3年間の措置)

※ 平成31年度末の対象人口 1億人を目標

年度別コンビニ交付通数

種別	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
住民票	360,944	432,348	748,120	1,273,478
住記載	1,260	2,213	6,310	14,418
印鑑	326,237	393,904	664,150	1,086,274
税	31,075	46,253	87,051	175,997
戸籍	20,518	24,643	47,196	112,210
附票	2,103	2,951	5,714	11,872
合計	742,137	902,312	1,558,541	2,674,249



導入のメリット

- ・ 住民の利便性向上
- ・ 窓口業務の負担軽減
- ・ 証明書交付事務コストの低減

いつでも 早朝から夜(6:30~23:00)まで土日祝日も対応

どこでも 全国の約54,000店舗で交付を受けられる